

# ◎南大隅町特産品開発支援事業◎

## 南大隅町の新商品開発・再開発を応援します！

南大隅町の特徴を生かした特産品の開発にかかる経費に対し、補助金が交付されます。お店の看板商品として、観光客等のお土産品として、町民や観光客に広く親しまれる商品の開発を応援しますので、ぜひ、ご活用ください。

### ●補助対象事業の内容



- ①特産品開発又は、既存の特産品を改良し、新しく商品化する事業
- ②町内で生産又は、商品化したもの、若しくは、町内で生産する原材料を使用し、商品化する事業
- ③商品又は商品名が町の魅力を発信できるものを商品化する事業
- ④南大隅町内での販売が見込まれ、将来にわたって特産品・お土産品として定着が期待されること
- ⑤調理品の場合、町内の農産物や畜産物、又は水産物を1種類以上用いること

### ●補助対象者

- ①個人又は団体の場合にあつては代表者が町内に住所を有し、法人の場合にあつては町内に事業所を有すること
- ②事業を継続できると認められること
- ③町税の滞納がないこと

### ●補助金額

- ①対象経費の4分の3以内(上限50万円)

### ●募集期間

- ①令和4年8月1日～令和5年2月1日まで



### ◎採択の流れ◎

事業計画の申請→審査会→審査結果通知・交付決定→事業実績報告・補助金交付

※事業計画の採択及び補助金額は、予算の範囲内で決定します。

※補助対象経費・申請方法については裏面を参照してください。

●補助対象経費(開発に要する経費)

①謝金 ・専門家や講師への謝金
②旅費 ・専門家や講師の旅費
③事業費 ・原材料費(試作及び改良に使用する原材料費等) ・機械装置等購入費(加工等に必要な機械備品等) ・消耗品費(消耗器材費、資料購入費等) ・通信運搬費(郵便代、運搬代として外部に支払われる経費等) ・賃借料(試作品の製作や実験等を行うために必要な機械装置、事務機器等のレンタル料やリース料、加工製造に必要な場所等の使用料の経費)
④委託費 ・製造(外注加工費)、改良等委託費、デザイン製作等委託費 ・品質検査費(必要な分析及び試験費)
⑤登録商標費 ・商品の商標権を取得するための経費
⑥その他 ・町長が認める経費

●補助対象外経費

- ・人件費
- ・食糧費
- ・補助対象者の経常的な管理運営費
- ・光熱水費など明確に区分できない費用

●申請方法(下記の書類を提出してください。)

- ①南大隅町特産品開発支援事業補助金交付申請書(様式1号)
- ②事業計画書(様式2号)
- ③収支計画書(様式3号)
- ④食品衛生法に規定する業種は食品衛生営業許可証の写し
- ⑤町税等の完納証明書

◎申請受付先

南大隅町商工観光課(農商工連携係)

TEL:0994-24-3115 / FAX:0994-24-3119